

令和3年6月28日

第107回 神戸市個人情報保護審議会

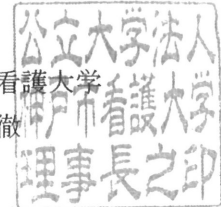
慢性疾患重症化予防事業
オンラインナーシングに係る
個人情報の収集について

(公立大学法人神戸市看護大学)

神看経 第140号
令和3年6月28日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

公立大学法人神戸市看護大学
理事長 北 徹



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」について)

担当：公立大学法人神戸市看護大学
経営管理課

慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当

【健康に関するオンライン相談事業を実施するうえで、取得する個人情報】

1. 疾患管理（遠隔モニタリング）において取得が必須である情報【必須情報項目】
 - ・ ID 番号
 - ◎ 血圧値
 - ◎ 脈拍値
 - ◎ 症状の有無
2. 相談内容に応じて取得する情報【相談に応じて取得する情報項目】

疾患管理（遠隔モニタリング）において必要に応じて取得する情報

 - ◎ 体重値
 - ◎ 血糖値
 - ◎ 酸素飽和度値
 - ・ 歩数
 - ◎ 体温
 - ◎ 消費カロリー
 - ◎ 水分摂取量
 - ◎ 尿量
 - ・ 飲酒量
 - ・ 食事内容（写真も含む）
3. 紙面上で取得する情報【患者および医療機関から取得する情報項目】
 - ・ 氏名
 - ・ 生年月日
 - ・ 電話番号
 - ・ 住所
 - ◎ 病歴
 - ◎ 検査データ（採血データ、レントゲン、エコーなどの結果）

慢性疾患重症化予防事業オンラインナーシングに係る個人情報の収集について (条例第7条「収集の制限」に関して)

1 趣旨

2018年4月、「オンライン診療」が制度化され、2020年4月には、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための時限的・特例的な対応として、電話やオンライン診療システムなどを用いた初診が解禁された。コロナ禍では、新型コロナ感染症に罹患する恐怖から、慢性疾患患者が定期通院を控える傾向や、訪問看護や介護サービスを受けている在宅療養患者についても、看護師からの感染を恐れて、訪問サービスを拒否するケースが生じている。コロナ禍で社会がオンライン診療の利点を経験した今、ポストコロナ社会においても、有用性やリスクを再定義して、継続されることが予測される。一方で、電話やオンラインシステムなどのICTを活用した看護の提供体制は確立されていない。

そこで、看護の領域においてもオンラインナーシング（操作的定義：電話やオンライン診療システムなどICTを活用した看護）を開発し、モデル事業として実施することで、新しい看護提供体制を構築し、患者の慢性疾患の重症化予防・再入院の予防とQOLの維持・向上を目指す。

2 事業概要

神戸市内の医療機関（病院または診療所）に通院する在宅療養中の慢性疾患患者（慢性心不全、糖尿病など）のうち、本事業に同意を得られた患者を対象に、オンライン疾病管理アプリ（システム管理委託事業者開発）を使用して、患者が自宅で計測した血圧・脈拍・体重・血糖値や自覚している症状の有無などの健康状態を、看護師がモニタリングする。異常時には、電話やオンライン通話で患者の状態を確認し、重症化の兆候を早期に発見し、必要時に医師へ報告して、早期受診や内服薬の調整、日常生活上の指導などを行う。また、連携している訪問看護ステーションや施設の看護師やケアマネと連携し、必要なサービス調整を行う。

3 システムの概要

(1) 本システムは、以下の要素により構成される。

- ① システム管理委託事業者が所有するサーバー
- ② 神戸市看護大学、病院/診療所、訪問看護ステーション/施設に設置された端末
- ③ 登録患者（以下「患者」という。）の所有するスマートフォンや神戸市看護大学より貸与するタブレット等の通信端末とWi-Fiルーター

(2) 本システムの使用手順は以下の通りである。

- ① 事業に先立ち、看護大学、病院/診療所、訪問看護ステーション/施設の3者で支援に必要な情報を共有しておく。これらの情報取得及び利用については、あらかじめ

紙面により患者本人から同意を得る。

- ② 患者が自身の端末に疾病管理アプリをダウンロードする。端末を持っていない患者には、あらかじめ疾病管理アプリをダウンロードした端末を貸し出す。看護大学は患者のアカウント登録後、患者の端末のアプリと医療機関のアプリの連携作業を行う。システムの利用には、各患者に付与された ID とパスワードを入力してアクセスする。自動送信型血圧・脈拍測定器と体重計を貸し出す。
- ③ 各患者には、通し ID 番号を付し、施設・登録者番号と施設名・登録者名の照合ができる台帳と、患者・医療機関から取得した紙面上の情報は、神戸市看護大学の疾病管理担当教員が保持し、神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センターの施錠式キャビネットで保管する。
- ④ 【必須情報項目】のうち自動送信される血圧及び脈拍は、毎朝 10 時までに患者自身が測定し、症状の有無についても同時刻までに患者自身が入力し送信する。
- ⑤ 【相談に応じて取得する情報項目】の種類は、各患者の疾患や自己管理方法に応じて、かかりつけ医師（以下「医師」という。）と看護師が相談の上決定する。
- ⑥ 医師、担当看護師、訪問看護ステーションの担当看護師は、専用端末から、個人に付与された ID とパスワードを入力して、アプリの管理者画面へアクセスし、毎日自動送信される測定値データと継時変化を示すグラフ、症状の有無などについて、いつでも閲覧可能とする。また、患者は自身のデータをいつでもアプリで閲覧することができる。
- ⑦ 看護大学の疾患管理担当教員は、月～金（日・祝日は除く）の毎朝（10 時頃）に専用端末を用いて、各担当教員に付与された ID とパスワードを入力してサーバーの管理者画面へアクセスし、送信されたデータを確認する。
- ⑧ 疾病管理担当教員は、送信されたデータをみて、異常値（医師と相談して設定した基準外の値）があれば、患者にオンライン（ビデオ）通話または電話をかけ、状態を確認した上で、患者と共に異常値に関する原因の分析（食事や活動などの影響）を行い、日常生活で気を付けること等を指導する。患者の状態により口頭での報告が必要な場合は、医療機関の主治医と訪問看護ステーションの看護師へ電話で報告する。
- ⑨ 患者の状態により、医療機関や訪問看護ステーションにおいて、医師の指示のもと電話による早期受診勧奨、屯服薬の服用等療養生活指導、状態確認を行う。さらに必要に応じて医師による指導等早期に対応する。
- ⑩ 看護大学、病院/診療所、訪問看護ステーションのいずれかの機関において、本事業で入手したデータに基づく指導及び診療等何らかの対応を行った場合は、電話で他機関に対してその旨を報告し、対応の重複を避ける。
- ⑪ 医師は患者が定期受診する際に、毎日送信されているデータを確認し、診療する。定期受診時に自己管理教育の必要性があれば、医師が看護師に依頼する。

- ⑫ 患者を含めて多職種で症状や療養上の指導事項の共有等が必要な場合は、(ビデオ)カンファレンスを行う。ビデオカンファレンスの実施時は、録音、録画は行わず、ID、パスワードを取得している当該関係者のみ参加するよう制限する。

3 システム導入による事業効果

- (1) 慢性疾患の異常症状や兆候を早期に発見し、早期受診につなげることで、疾患の重症化やそれに伴う再入院を予防する。
- (2) 患者が安心して在宅で療養することができ、QOLの維持・向上につながる。

4 実施スケジュール

令和3年4～6月 事業体制の構築

令和3年6(～9)月～ 関係医療機関・訪問看護ステーションへの事業の周知・協力機関の募集と体制の構築、登録患者の募集、事業開始

5 システム利用件数

登録患者数 20～50件/年

6 個人情報保護

個人情報を含めたデータの保護については、「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

またシステムの保守・運用について委託を行うため、委託事業者との契約においても個人情報の保護について「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき厳格に管理するよう定める。

(1) システム上の保護

- ① 管理者サイトへのアクセスはクライアント証明書を用いることにより、許可されていない端末からの不正なアクセスを防止する。
- ② 管理者サイトへのログイン時はID、パスワードの入力によるユーザ認証を経てアクセスをする。
- ③ データの通信は TLS 通信技術を用い、なりすまし、通信傍受及び通信内容の改ざん等を防止する。
- ④ サーバーは、システム管理委託事業者のオンライン疾患管理システム(アプリ)を利用する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバーで使用するソフトウェアの修正パッチが提供された場合、サービスを維持しつつ速やかに適用する。

- ② サーバーは、ファイアウォールによる不正アクセス制御及びウイルス対策ソフトによるコンピュータウイルス並びにマルウェア対策等を実施する。
- ③ 専用端末は、神戸市情報セキュリティポリシーによるソフトウェアの更新、ウイルス対策ソフトによるコンピュータウイルス及びマルウェア対策等並びにファイアウォールによる不正アクセス制御を行う。
- ④ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員及び受託業者に対して必要な研修・指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

○個人情報の取り扱いに係る同意の取り方

患者の同意の取得にあたっては、以下の内容を書面で明示する。

①取得する個人情報

患者から取得する個人情報を明示する。例えば、必ず取得する情報は血圧値、脈拍値、症状の有無等、必要に応じて取得する情報は体重値、血糖値、患者及び医療機関から紙面上で取得する情報は病歴、検査データなど取扱う個人情報の内容を具体的に明示する。

②個人情報の利用目的

取得した個人情報は本事業の目的のためのみ利用するものとし、他の目的で利用しないことを明示する。

③個人情報の利用範囲

取得した特定個人に関する個人情報を共有する範囲は、本事業を行う看護大学及び当該個人が通院若しくは通所する病院/診療所、訪問看護ステーション/施設であることを明示する。

④同意内容の変更

同意内容に変更があれば、あらためて同意を得ることを明示する

データの流れとセキュリティ対策

参考図

